

## 同志社大学政法会規程類管理規程

### (目的)

第1条 同志社大学政法会規程類管理規程（以下、本規程という。）は、同志社大学政法会（以下、本会という。）における規程類の制定、改廃、管理にあたって遵守すべき事項を定め、規程類を体系的に整備して業務の運営を正確かつ効率的に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 本会の規程の種類と定義を次のとおりとする。

- (1)会 則 本会の目的、事業、組織等の基本的事項を定めたもので、規程の中で最高順位のものを用いる。
- (2)規 程 会則に定める基本的事項の詳細を定めたものを用いる。
- (3)細 則 規程に定めた事項について、さらに詳細な内容を定めたものを用いる。
- (4)内 規 特定の組織、職位等に関して定めたもので、本会全体に周知する必要のないものを用いる。

### (序列)

第3条 前条に定める規程（以下、諸規程という。）は、前条に定める順序により上位規程とし、下位規程は上位規程に反する定めをしてはならない。

### (委任)

第4条 上位規程は、下位規程に詳細を委任することができる。

### (業務処理の規程化)

第5条 各執行委員会委員長（以下、各執行委員長という。）は、所掌業務を標準化することに務めるとともに、規程として明文化することに努めなければならない。

### (管理責任者)

第6条 諸規程の管理者を、総務委員長とする。

- 2 総務委員長は、各執行委員長から提出された諸規程の原案について、形式的要件を具備しているかを確認しなければならない。

### (諸規程の制定及び改廃の議決並びに決裁)

第7条 諸規程の制定及び改廃の議決並びに決裁については、次のとおりとする。

- (1)会 則 会則の変更手続に従い、常務委員会の議決を経たうえ、総会においてその出席者の3分の2以上の承認を要する。
- (2)規 程 常務委員会の議決を要する。
- (3)細 則 常務委員会の意見を聞いたうえ、会長決裁を要する。

(4)内 規 常務委員会の意見を聞いたうえ、会長決裁を要する。

(遵守義務)

第8条 政法会役員及び政法会会員は、諸規程を遵守しなければならない。

2 各執行委員長は、遅滞なく所属委員にその内容を周知し、その指導を行なわなければならない。

(解釈上の疑義)

第9条 諸規程の解釈について疑義が生じた場合、当該規程の原案作成部署の執行委員長は総務委員長と協議の上解決するものとし、その結果を常務委員会に報告するものとする。

(公示)

第10条 諸規程の制定及び改廃については、速やかに会報及びホームページに掲載するものとする。ただし、内規に関してはこの限りではない。

(書類の保存)

第11条 常務委員会に上程した諸規程の制定及び改廃に関する記録は、永久に保存しなければならない。

(業務マニュアル)

第12条 本会は、諸規程以外に業務の標準化のため、業務マニュアルを作成するよう努めなければならない。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は2020年3月7日から施行する。

本規程の施行に伴い、同志社大学政法会支部規則については、会則を改正し名称を同志社大学政法会支部規程に、同志社大学政法会弔意規程は、本規程の施行と同時に同弔意内規に変更する。